# **戶**厚生労働省 **兵庫労働局**

### **Press Release**

兵庫労働局発表 令和4年8月29日

#### 【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部(指導課)

課 長 原 俊司 課長補佐 山本 竜次 指導係長 石原 朗子 (電話)078(367)0820

報道関係者 各位

### 改正育児・介護休業法等説明会を開催します - 令和4年10月1日から「産後パパ育休」スタート!-

兵庫労働局(局長 鈴木一光)は、令和4年10月1日から施行される「産後パパ育休」等の周知のため、改正育児・介護休業法等説明会を県内4地域において開催します。

県内のすべての事業場において「産後パパ育休」「育児休業の分割取得」等が適用になることから、説明会以外にも、兵庫労働局ホームページにおいて、改正育児・介護休業法の YouTube 解説動画及び解説入りの規定例を掲載するとともに、「育児休業制度等に関する相談窓口」を開設しています。

#### 〔説明会の開催〕

- 1 日時及び場所
  - 第1回 9月6日 (火) 10:00~11:55 クリスタルホール (神戸市中央区)
  - 第2回 9月6日(火) 14:00~15:55 クリスタルホール(神戸市中央区)
  - 第3回 9月8日 (木) 14:00~15:55 ハローワーク姫路 (姫路市)
  - 第4回 9月13日(火)14:00~15:55 但馬労働基準監督署(豊岡市)
  - 第5回 9月15日 (木) 14:00~15:55 ハローワーク尼崎 (尼崎市)
    - ※ 全会場定員に達しました。
- 2 主 催:兵庫労働局
- 3 内容
  - (1) 改正育児・介護休業法について
  - (2) 男性の育児休業取得についての事例発表(神戸以外は動画上映) 株式会社トモエシステム(発表者:執行役員人事総務部長 大竹祥司 氏)
  - (3) 職場のハラスメント対策について
  - (4) くるみん認定制度の改正について

その他、女性活躍推進法の省令改正による男女賃金の差異の情報公表について

説明会当日に取材される場合は、前日までに指導課までご連絡願います。

#### 【資料No.1参照】

#### [育児休業制度等に関する相談窓口]

兵庫労働局では、改正育児・介護休業法が令和4年4月1日から順次施行されることに伴い、令和3年11月1日から令和5年3月31日まで「育児休業制度等に関する相談窓口」を設置しています。事業主や労働者からの改正の内容に関する相談や、就業規則の整備に係るお問い合わせなど、個別の相談に対応しています。

【資料№.3参照】

#### [改正育児・介護休業法の YouTube 解説動画]

兵庫労働局では、改正法に沿った職場環境改善にお取り組みいただくため、兵庫 労働局雇用環境・均等部 You Tube 公式チャンネルにおいて、動画配信(令和3年12月13日配信開始)を行っています。

【資料No.4参照】

#### [育児・介護休業等に関する規定例]

兵庫労働局において、育児・介護休業法の改正点などについて解説を加えた、令和4年10月施行対応版の「育児・介護休業等に関する規則の規定例」を作成しました。

兵庫労働局ホームページの以下のページにおいて公開しています。加工可能なWord データもダウンロードできます。

兵庫労働局トップページ(<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html</a>) >各種法令・制度・手続き >雇用均等関係 >改正育児・介護休業法特設ページ

#### 【資料№.5参照】

#### (添付資料)

- 1 改正育児・介護休業法等説明会のご案内
- 2 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内
- 3 育児休業制度等に関する相談窓口を開設します!
- 4 YouTube動画配信 改正育児・介護休業法等解説セミナー
- 5 育児・介護休業等に関する規則の規定例(令和4年10月施行対応版・兵庫労 働局作成)をご活用ください。

#### (参考) 令和4年10月1日施行の育児・介護休業法の改正点

1 「産後パパ育休」(出生時育児休業)の創設

出生時育児休業(産後パパ育休)は、男性の育児休業取得促進のために、男性の育児休業取得ニーズが高い子の出生直後の時期に、これまでの育児休業よりも柔軟で休業を取得しやすい枠組みとして新設されました。従来の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できます。

労使協定を締結すれば、労働者が合意した範囲で、休業中の就業が可能で す。

- 2 1歳までの育児休業の分割取得 1歳までの育児休業が、分割して2回取得可能になります。
- 3 1歳(1歳6か月)以降の育児休業の開始日の柔軟化 保育所に入所できない等の理由で1歳(1歳6か月)以降に延長した場合の 育児休業について、開始日が柔軟化されることにより、休業期間の途中で夫婦 で交代することが可能になります(夫婦のどちらかは1歳(1歳6か月)時点 で育児休業を取得している必要があります)。
- 4 1歳(1歳6か月)以降の育児休業の再取得

1歳(1歳6か月)以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、新たな育児休業(産後パパ育休を含む)、または家族の介護休業の開始により終了した場合で、新たな休業の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できるようになります。

#### 【資料No.2参照】

# 改正育児・介護休業法等説明会

参加無料

「育児・介護休業法」の改正により、**令和4年10月1日**から「**産後パパ育休**(出生時育児休業)」や「**育児休業の分割取得**」などがすべての事業場で適用になり、男女を問わず、育児休業をより柔軟に取得できるようになります。

また、令和4年4月1日からはすべての事業場においてパワーハラスメント防止対策が義務となるなど、企業のハラスメント対策は重要な課題となっています。

兵庫労働局では、これらの内容について理解を深め、就業規則の整備などの対応を進めていただく ため、説明会を開催します。ぜひご参加ください。

※新型コロナウイルス感染状況により実施方法、会場定員等を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

### 【主な内容】

- ① 改正育児・介護休業法について
- ② 男性の育児休業取得についての事例発表 (神戸以外は動画上映) 株式会社トモエシステム (発表者: 執行役員人事総務部長 大竹祥司 氏)
- ③ 職場のハラスメント対策について
- 4 くるみん認定制度の改正について

その他、女性活躍推進法の省令改正による男女賃金の差異の情報公表について

〈主催〉 兵庫労働局

<対象> 兵庫県内の企業、各種団体および労働者

### 開催会場・日時

※申込期限前でも、定員になり次第締め切ります。 (新型コロナウイルス感染状況により、定員を変更する場合があります。)

回数	場所	開催日	時間	会場	定員	申込期限
1	神戸	9月6日 (火)	10:00~ 11:55	クリスタルホール 神戸市中央区東川崎町 1 – 1 – 3 神戸クリスタルタワー 3 階	210名	8/29
2	神戸	9月6日 (火)	14:00~ 15:55	クリスタルホール 神戸市中央区東川崎町 1 – 1 – 3 神戸クリスタルタワー 3 階	210名	8/29
3	姫路	9月8日 (木)	14:00~ 15:55	<b>ハローワーク姫路 会議室</b> 姫路市北条字中道250	30名	8/31
4	但馬	9月13日 (火)	14:00~ 15:55	<b>但馬労働基準監督署 会議室</b> 豊岡市大手町9-15	30名	9/5
5	尼崎	9月15日 (木)	14:00~ 15:55	<b>八ローワーク尼崎 会議室</b> 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階	50名	9/7

### 申込方法

### 厚生労働省ホームページ「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

からお申し込みください。(8月1日9:00~受付開始)

URL: <a href="https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/">https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/</a>

受付サイトトップで「兵庫県」をクリック

⇒ 説明会一覧から参加したい会場の

申込可能

をクリック



### ※ 説明会当日は、申込時に自動送信されるお申し込み完了メールをプリントアウトの上、 受付にご提出ください。

- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、1事業場あたり1名の参加に限らせていただきます。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日はマスク着用での参加をお願いいたします。発熱や風 邪症状がある方は、参加をご遠慮願います。

### 改正法個別相談窓口・神戸会場



兵庫労働局では、来局や電話による相談を 随時受け付けております。

(お問い合わせ先)

### 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

至 大阪·難波

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階 TEL 078-367-0820



尼崎

# 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

#### 令和4年4月1日施行

### 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

#### ● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休(P2参照)の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

### ● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度						
	② 育児休業・産後パパ育休の申し出先						
周知事項	③ 育児休業給付に関すること						
	④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき 社会保険料の取り扱い						
個 別 周 知 ・ 意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。						

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

## 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

#### 現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了 することが明らかでない



### 令和4年4月1日~

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は
- 労使協定の締結により除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和



## 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1~)	育児休業制度 (現行)
対 象 期 間 取得可能日数	<b>子の出生後8週間以内</b> に <b>4週間まで</b> 取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則 <b>休業の2週間前</b> まで*1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して <b>2回</b> 取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して <b>2回</b> 取得可能 (取得の際こそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、 <b>労働者が合意した範</b> <b>囲</b> *2 <b>で休業中に就業すること</b> <b>が可能</b>	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情があ る場合に限り <b>再取得可能</b> <sup>※3</sup>	再取得不可

- ※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で 定めている場合は、1か月前までとすることができます。
- ※2 具体的な手続きの流れは以下①~④のとおりです。
  - ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
  - ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
  - ③労働者が同意
  - ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- ●休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- ●休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満
- 例)所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、 休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
  - ⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4 時間	/ <del>*</del>	休	8 時間	6 時間	休	休	休	6 時間
休	体	7/\	O内间	休	1/1/	4 時間	7/1	休

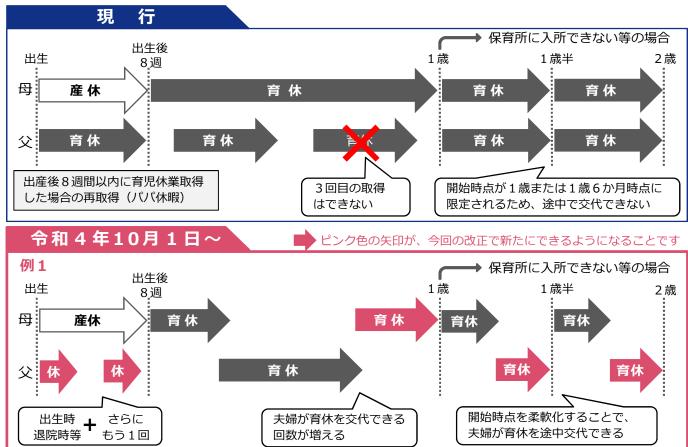
産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。

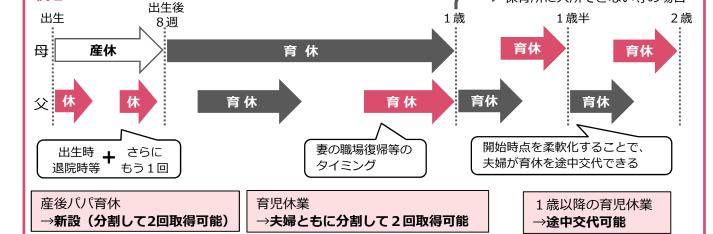
は、上記は28日間の休業を即得した場合の日本・時間、休業日本が28日上的短い場合は、その日本に比例して短くなります。

注:上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

### 改正後の働き方・休み方のイメージ(例)





※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児 休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児 休業を取得できます。

### 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

#### ハラスメントの典型例

例2

- ・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、 取得を諦めざるを得なかった。
- ・産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」 と言われ苦痛に感じた。

▶ 保育所に入所できない等の場合

## 5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況**を年1回**公表することが義務付けられます。** 

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

### さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナー を開催しています。 ①

①男性の育児休業取得促進セミナー

https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/

■両立支援について専門家に相談したい方へ 【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、 社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。 ②

②中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

https://ikuji-kaigo.com/

※令和4年度は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」となる予定。



#### ■就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

③社内研修用資料、動画

https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/



**(5)** 

- ④就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html
- ■両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。 育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です(令和3年度末予定)。



育児・介護休業法に関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼 玉	048-600-6210	岐 阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐 賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩 手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛 知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三 重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新 潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京 都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香 川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)



### 兵庫労働局では、改正内容を始めとする

# 育児休業制度等に関する相談窓口を開設します!

開設期間:令和3年11月1日(月)~令和5年3月31日(金)

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください!



# 以下が改正内容の主なポイントになります。

- 1 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。
- 2 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。
- 3 育児休業を分割して取得できるようになります。
- 4 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。
- 5 育児休業取得状況の公表が義務になります。

育児・介護休業法の改正内容に関する相談のほか、現行の育児・介護休業制度に関する相談にも対応しています。また、女性労働者に限らず、男性労働者や有期雇用労働者、中小事業主等からの相談にも対応します。

## 兵庫労働局 育児休業制度等に関する相談窓口

受付時間 8時30分~17時15分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。 できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 TEL 078-367-0820

場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15 F

兵庫労働局雇用環境・均等部 指導課内



## 改正育児・介護休業法等解説セミナー

## ~育児・介護休業法・女性活躍推進法・労働施策総合推進法~

令和4年4月1日から「改正育児・介護休業法」が段階的に施行されます。

また、女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定等の義務が101人以上の企業に拡大されます。

さらに、労働施策総合推進法のパワーハラスメント防止対策が中小企業にも義務付けられます。 兵庫労働局では、改正法に沿った職場環境改善にお取り組みいただくため、セミナーを開催しま す。本セミナーは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、兵庫労働局雇用環境・均 等部Youtube公式チャンネルにおける動画配信(令和3年12月13日配信開始)に より行います。ぜひご視聴ください。

<主催> 兵庫労働局

<対象> 兵庫県内の企業、各種団体および労働者

<内容> (1)改正育児・介護休業法(50分)

(2) パワーハラスメント対策の義務化(25分)

(3) 改正女性活躍推進法 (25分)

<参加費> 無料

### 動画配信の視聴方法

### 事前申込み不要!

URL、説明資料等掲載場所:**兵庫労働局ホームページ** 

トップページ>男女均等、育児・介護等>育児・介護休業法関係

>改正育児・介護休業法特設ページ

※ 同ページに省令等の改正育児・介護休業法関係資料へのリンクも掲載します。

#### 改正法個別相談窓口

兵庫労働局では、来局や電話による相談を随時受け付けております。



≪お問い合わせ先≫

### 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階 電話番号:078-367-0820

# 育児・介護休業等に関する規則の規定例 (令和4年10月施行対応版・兵庫労働局作成)を ご活用ください。

兵庫労働局において、育児・介護休業法の改正点などについて解説を加えた、 育児・介護休業等に関する規則の規定例を作成しました。

以下の場所からダウンロードできます。

規定の整備にご活用ください。



ホーム>各種法令・制度・手続き>法令様式集>雇用均等関係>改正育児・介護体業法特設ページ

#### 各種法令・制度・手続き

改正育児・介護休業法特設ページ

▶ 雇用保険関係 ▶ 職業紹介関係 職業訓練説明会のご案内 ▶ 労働者派遣事業 ▶ 有料·無料職業紹介事業 ▶ 外国人雇用対策について 魅力ある職場づくり ▶ 雇用均等関係 ▶ 各種助成金制度 ■ 個別労働紛争解決制度・障害 者虐待防止法 ▶ 情報公開·個人情報保護 ▶ 公益通報者の保護 ▶ 法令様式集 · 労働基準決関係 3 労働安全衛生関係様式集 ■ 労災保険給付関係請求書(OCR

育児・介護休業法が改正されました!

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が今和3年6月3日に成立し、今和3年6月9日に公布されました。

改正内容は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、**子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け**等を含むもので、令和4年4月1日から段階的に施行されます。

- ◆育児·介護休業法改正に伴う解説資料、関係条文等【厚生労働省HP】
- ◆<u>育児・介護体業等に関する規則の規定例(個別周知・意向確認、雇用環境整備の例を含む)【厚生労働省HP】</u>
- ◆ 育児・介護休業等に関する規則の規定例(令和4年10月施行対応版) 兵庫労働局において、改正部分の解説を加えた規定例(改正法対応版)を作成しました。

<u>育児・介護休業等に関する規則(解説入り全文)</u>[PDF]

【加工用】

- ·<u>本文</u> [Word]
- · <u>労使協定</u> [Word]
- · 様式例 [Word]
- ◆育児休業制度等に関する無料相談窓口のご案内

育児・介護休業法の改正内容を始めとする育児休業制度等に関する疑問に対応するため「相談窓口」を設置しています。 改正内容に関する相談の他、現行の育児・介護休業制度に関する相談にも対応しています。また、女性労働者に限らず、男性労働者や有期雇用労働者、中小事業主等からの相談にも対応します。

兵庫労働局トップページ(https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html)

>各種法令・制度・手続き >雇用均等関係 >改正育児・介護休業法特設ページ

兵庫労働局トップページの検索窓で 検索することもできます。

改正育児・介護休業法特設ページ

Q検索





帳票ダウンロード)

□ 労働者派遣事業関係様式集

。有料無料應業紹介則係样式生